



資源物

紙製容器包装

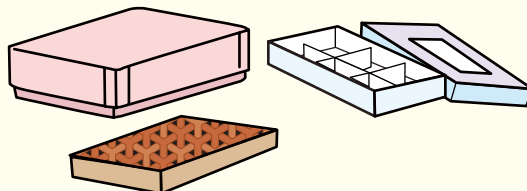
上記の識別マークのついている、次のようなものが対象となります。

- 商品（食品・衣類・日用品・電化製品・嗜好品）の入った紙容器・紙箱、紙容器や紙箱のふた
- 菓子箱等の中の台紙、中仕切り
- 容器に入れられたYシャツの襟部分を固定する台紙や内側の紙
- 容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための詰め物
- 割り箸の袋
- 商品販売時に、その商品を入れるために提供される紙袋
- デパート等の小売段階で商品を包む包装紙、商品を束ねている紙
- キャラメルなどの個包装紙

紙だけでできた容器と包装

・紙箱

お菓子、食品類、くつの紙箱など



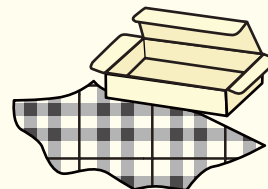
・紙袋

デパート、書店の紙袋など



・包装紙

デパート、土産等の包装紙など



出すときの注意！

- 中に異物が付いているものは、汚れを取り除いてから出してください。カップ麺・ヨーグルト・ジュースパックなどは洗い流し、水を切り、乾燥させてから出してください。
- 汚れを落としにくいものは、「燃やせるごみ」へ。
- トイレットペーパーやラップの芯、封筒や紙コップなどは「燃やせるごみ」へ。
- 線香の紙箱、粉石鹸の紙箱は、臭いを取り除くことが困難ですので、「燃やせるごみ」へ。

排出方法(ごみ袋)

- 「紙製容器包装専用指定袋」で出してください。

紙製容器包装のゆくえ



集められたものは、手選別によって異物が除去され、ボール（1㎡に圧縮された塊）になって、リサイクル業者に引き渡されます。ボールは製紙原料となり、「グリーンマーク」が表示された紙製品などに生まれ変わります。